

各警察署長 殿  
高速道路交通警察隊長

保存	5年 (令和9年4月30日まで)
有効	(令和8年3月31日まで)
企画係	

交通規制課長

地域活性化に資する道路利活用における適切な交通管理について（通達）

道路使用許可制度については、「道路使用許可事務処理要領の制定について（例規）」（平成13年7月26日付け佐本規制第448号）に基づき運用しているところですが、各種イベント等については地域活性化等に重要な役割を担うことが期待されることから、改めて、道路使用許可の基本的考え方について全職員に十分な理解を浸透させるとともに、適切な交通管理を行うことにより地域活性化等に資する道路利活用が安全・円滑に行われるよう配慮をお願いします。

## 記

## 1 道路使用許可の基本的考え方

道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない道路の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものに関して、道路交通の安全・円滑との調整を図るための制度です。

当該行為に係る場所を管轄する警察署長及び高速道路警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、道路交通法第77条第2項の規定に基づき、

- 当該行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき
- 当該行為が許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき
- 当該行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき

は、許可をしなければならないとされています。

## 2 道路使用許可制度の弾力的な運用

道路においてイベント等を実施する場合、現に交通の妨害となるおそれがあることが多いことから、警察署長等は、交通の妨害の程度と公益性又は社会慣習上の必要性とを比較衡量して、道路使用許可の可否を判断するとともに、地域の賑わい創出の観点から空間としての道路の活用も推進していくべきであることから、道路使用許可制度の弾力的な運用を図ることとする。

## 3 事前相談への適切な対応について

イベント等の主催者からの事前相談に対しては、円滑な手続きで安全にイベント等が実施されるためにはどのようにしたらよいかという観点から、主催者と警察と一緒に考えるという姿勢で臨み、適切な助言、情報提供等を行うことが重要です。

特に、交通の安全・円滑を確保するため、迂回路の設定や地域住民・道路利用者等の合意形成を図る必要性等について、イベント等の主催者が講ずべき措置を助言することとなりますが、当該助言により、道路使用許可を受けることができないものと誤解され、これによりイベント等の実施が断念されるようなことがないよう、事前相談に対しては、相談者の立場に立った丁寧な対応を心掛けてください。

#### 4 道路使用許可の運用に係る周知

道路使用許可制度を弾力的に運用していることや道路使用許可の申請における留意点や手続きの流れ等について、各警察署等の窓口で資料を備え付ける等により、イベント等の主催者や地域住民に広く周知するとともに、個別の道路使用許可に係る事前相談において、相談者に分かりやすく教示してください。

なお、道路使用許可の案内・教示資料については別添資料を参考にしてください。

～別添省略～